

前回の議論を踏まえた論点整理

第2回歯科医師分科会でいただいた主なご意見

前回の分科会で事務局より提示した論点①

- 共用試験(OSCE)の公的化について、どのように考えるか。
その際、OSCEの客観的な評価の質の向上をどのように図るか。

前回の論点①に対する主な意見

- 共用試験CBTとOSCEは一体として制度設計を行い、公的化することが必要である。
- 共用試験OSCEの公的化は進めないといけない状況を踏まえると、現状のOSCEを実施しつつ、その改善を進めていくことが現実的な対応ではないか。
- 侵襲的な診療行為を臨床実習で実施しているという歯学教育の特殊性を踏まえると、技能を評価するOSCEは重要である。
- 共用試験OSCEは、評価結果が一定の高得点に分布が集中しているが、評価者の質を向上させることで問題が改善されるのか、或いは課題の見直し等で改善されるのか等の改善方策については非常に重要な課題であることから、OSCEの評価の質の向上への検討が必要。
- 共用試験OSCEの公的化に際して、OSCEの評価の質を向上させることが重要である。内部評価者及び外部評価者の質の向上に向けた取組みが必要ではないか。
- 共用試験OSCEの評価の質を向上させることは重要だが、歯学生の臨床能力を高めるための環境を整備に向けてどうしたらいいかという視点での議論が必要ではないか。

共用試験(OSCE)の公的化の検討にあたっての留意点

- 共用試験OSCEの再試験の実施状況は、各大学によって取り扱いが異なっていることから、その公的化に向けて、統一的な再試験の実施に早期に取り組んではどうか。
- 共用試験OSCEの外部評価者は認定制度になっているが、内部評価者はそうした制度がなく、内部評価者の質のばらつきが大きい。OSCEの公的化に向けて、内部評価者についても、こうしたばらつきを是正するためのワークショップや認定制度が必要。
- 共用試験OSCEの29課題は、その教育内容がモデル・コア・カリキュラムの「F シミュレーション実習」の領域に全て存在することから、モデル・コア・カリキュラムとOSCE課題は対応していると考えて差し支えないのではないか。
- CATOではIRTの導入の検討・機構派遣監督者の配置・歯学系OSCE内部及び外部評価者養成WSの開催等を通じ、共用試験OSCEの客観的評価の向上に取り組んでいる。
- 共用試験OSCEの評価の質の向上のために評価者の数を増やすと、試験実施の費用が上がることから、財源もあわせて検討しなければならない。

第2回歯科医師分科会でいただいた主なご意見

前回の分科会で事務局より提示した論点②

- Student Dentistの歯科医行為について、法的整理をどう考えるか。
あわせて、適切な患者の同意取得についてどのように考えるか。

前回の論点②に対する主な意見

- 歯学生が行う歯科医行為について、Student Dentistとして法的に位置づけることが必要である。
- Student Dentistの制度化にあたっては、指導医の役割や在り方をよく検討する必要性がある。一方で、明確な線引きを行うと、臨床実習に支障を来す可能性も考慮すべき。
- 指導歯科医と歯学生とは、歯科医師免許の有無が異なることから、同じ歯科医行為を行うとしても明確に区別すべきではないか。
- 診療参加型臨床実習を実施する上で、学生を守るという観点から、また、歯科医行為を行う自験だけが診療ではないことから、診療録記載が適切に行えること等も含めて、整理する必要があるのではないか。
- 「歯学生がどのような立場で患者を診療するか」という点では、歯学生の視点のみではなく、指導歯科医を守るという視点、患者の安心感を醸成するという視点の3つの視点が含まれていると解釈されることから、こうした観点を踏まえ、法的に位置づけるべきではないか。

第2回歯科医師分科会でいただいた主なご意見

Student Dentistの法的整理の検討にあたっての留意点

- 歯学生が臨床実習を行うにあたっては、各大学において包括同意書や個別同意書を用いる等の様々な形態で患者から同意を取得しているのが現状。
- 包括同意に関しては、大多数の患者が納得して協力するが、侵襲性が高くなる個別同意に関しては患者の同意を得ることが困難になることが多い現状がある。
- 包括同意の取得と比較して、侵襲性の高い歯科医行為の個別同意の取得に関しては、歯学生による診療行為の実施に同意する患者の割合が急激に減少する。こうした現状を考えると、歯学生をStudent Dentistと位置づけることによって、患者の理解が進むことが期待でき、診療参加型臨床実習の推進につながるのではないか。

歯学生による歯科医行為に関する論点

- 患者理解の観点から、Student Dentistが法的に位置づけられた場合において、適切な患者同意の方法(包括同意、個別同意)について、現状をふまえどのように考えるか。
→歯学生の臨床実習を実施している旨の院内掲示を行うとともに、書面による患者の同意が必要としてはどうか。
- 患者、歯学生及び指導歯科医のいずれの立場においても、安心・安全な診療参加型臨床実習を推進するための取り組みとして、これまでの議論の他に、どのようなことが考えられるか。

シームレスな歯科医師養成に向けた改革全体案

医道審議会歯科医師分科会

資料

令和元年9月2日

1

歯学生が行うことができる歯科医行為の考え方の整理(H14厚労科研報告書)、臨床実習で行う内容と到達目標の整理による臨床実習の充実(H28モデルコアカリキュラム「臨床実習の内容と分類」とStudent Dentistの公的化による歯学生の歯科医行為の法的な担保

今回の議論の対象

令和3年度の歯科医師臨床研修制度改革に向け議論中

臨床実習と臨床研修の充実を通じ、基本的な診療能力の修得が早期に可能になるよう取り組みを推進

